

平成31年度に向けた政府への政策提案・要望について

1 実施項目

計36項目(うち新規7項目)

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 通常の提案・要望書 | 24項目(うち新規6項目) |
| ② 別冊(琵琶湖保全再生法関連) | 12項目(うち新規1項目) |

※参考

実施時期	H26 春	H26 秋	H27 春	H27 秋	H28 春	H28 秋	H29 春	H29 秋
項目数	38	47	37	26	43	36	39	37
(うち新規)	(15)	(14)	(10)	(9)	(14)	(4)	(6)	(7)

【部局別項目数】

・総合政策部	2項目
・総務部	2項目
・県民生活部	4項目
・琵琶湖環境部	9項目
・健康医療福祉部	3項目
・商工観光労働部	2項目
・農政水産部	5項目
・土木交通部	6項目
・教育委員会事務局	2項目
・警察本部	1項目

【省庁別項目数(延べ数)】

・内閣官房	2項目
・内閣府	5項目
・総務省	10項目
・法務省	1項目
・外務省	1項目
・財務省	9項目
・文部科学省	5項目
・厚生労働省	5項目
・農林水産省	9項目
・経済産業省	3項目
・国土交通省	10項目
・環境省	6項目
・国家公安委員会、警察庁	2項目
・原子力規制委員会、原子力規制庁	1項目

2 スケジュール

5月22日(火)・23日(水) 政府への提案・要望活動

項目名	提案・要望書 ページ	修正箇所	修正前	修正後
女性の活躍推進の加速化について	9～10	提案・要望内容、理由、本県の取組状況と課題	○在宅ワークを希望する女性に対するスキルアップ・キャリアアップ支援枠組みの早期検討 ほか	○在宅ワークを希望する女性に対して、企業のニーズにも応えられ、業務の受注を可能にするスキルアップ・キャリアアップ支援枠組みの早期検討 ほか
慢性の痛み対策の推進	11～12	提案・要望	※提案・要望項目を追加	
エネルギー政策の推進	13～14	提案・要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無人の発電施設による事業活動に伴う税収を適正に帰属させるための、法人事業税の分割基準の見直し ・スマートコミュニティの構築に向けた支援制度の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・無人の発電施設による事業活動に伴う税収を適正に帰属させるため、法人事業税の分割基準および法人住民税の対象とすること ・スマートコミュニティの構築に向けた支援制度の充実強化(需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業への継続支援)
中小企業の若手人材の確保に向けて	15～16	提案・要望内容、理由、本県の取組状況と課題	<p>(1)おうみ若者未来サポートセンターの人材確保機能強化への支援</p> <p>○若年求職者対象の5つの支援機関を一体化し、滋賀県と滋賀労働局が共同運営しているワンストップの就職支援施設「おうみ若者未来サポートセンター」において、人手不足に直面する県内中小企業の人材確保の支援体制を強化するための支援</p> <p>(2)地域中小企業人材確保支援等事業の拡充</p> <p>○各地域の経済産業局が実施している地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業について、地域の中小企業等のニーズによりきめ細かに対応した内容や手法とするため、地方自治体でも事業を実施できるよう制度を拡充 ほか</p>	<p>(1)おうみ若者未来サポートセンターの人材確保機能強化への支援制度の創設</p> <p>○滋賀県と滋賀労働局が共同運営しているワンストップの若年求職者就職支援施設「おうみ若者未来サポートセンター」において、人手不足に直面する県内中小企業の人材確保の支援体制を県が強化することに対する財政的支援制度の創設</p> <p>(2)地域中小企業人材確保支援等事業の拡充</p> <p>○経済産業局の「地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」の本県での実施とともに、首都圏から本県(地方)への人材還流を促進するため、本県が東京で開催する合同企業説明会等も本事業の対象となるよう制度を拡充 ほか</p>
湖西線等の高架駅の利便性向上について	47～48	提案・要望	※鉄道駅のバリアフリー化の推進と、湖西線等の強風対策強化の提案・要望を一本化。	
次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立	51～54	提案・要望内容	<p>(p53提案内容)</p> <p>①分割基準に製造業の事業活動の規模をより反映させるため、法人事業税の分割基準において、工場従業者数に加えて、工場等事業所の設備状況を表す指標(有形固定資産額)を用いる。</p> <p>②無人施設を事務所等として認定し、法人事業税の分割基準の対象とする。</p>	<p>(p53提案内容)</p> <p>①分割基準に製造業の事業活動の規模をより反映させるため、法人事業税の分割基準において、工場従業者数に加えて、工場等事業所の設備状況を表す指標(有形固定資産額)を用いる。</p> <p>②無人施設を事務所等として認定し、法人事業税の分割基準および法人住民税の対象とする。</p> <p>③フランチャイズ店舗の所在県に適正に税収が帰属するよう、分割基準の見直しを行う。</p>